

国家公務員法等の一部を改正する法律案

【追加用例集】

令和元年八月

法務省

○国家公務員法等の一部を改正する法律案 用例集 目次

【国家公務員法等の一部を改正する法律附則第十九条関係】  
「次の見出し、二項、見出し及び二項を加える」の例

## 〔國家公務員法等の一部を改正する法律附則第十九条関係〕

「付金の交付額」に改める。

「次の見出し、二項、見出し及び二項を加える。」の例

○地方税法等の一部を改正する法律（平成三十一年法律第二号）

## (地方税法等の一部を改正する等の法律の一部改正)

第四条 地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号）の一部を次のように改正する。

(廿三)

を加える。

一部改正

第四十七条の二 地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律（平成十一年法律第十七号）の一部を次のように

第八条第一項中「自動車販賣税交付金」及び「経由引取税

第八条第一項中「自動車取得税交付金」及び「軽油引取税交付金」を「環境性能割交付金」に改め、同条第二項中「

十四 軽油引取税交付金 一前年度の軽油引取税交付金の  
交付額 一十五 環境性能割交付金 一当該年度の環

境性能割交付金の交付見込額として総務大臣が定める額一二、「一四の二」を「十五の二」に改める。

#### 第四十七条の三 地方特例交付金等の地方財政の特別措置に

第八条第二項中「十二」を「十一」に、「十二の二」を「

十一の二」に、「当該年度の環境性能割交付金の交付見込額として総務大臣が定める額」を「前年度の環境性能割交

「交付金の交付額」に改める。  
(地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第四十七条の四 第四十七条の二の規定による改正後の地方  
特別会計等の地方財政の特別措置に関する法律第八条の

特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律第八条の規定は、平成三十一年度分の地方交付税に係る地方交付税法第十四条の規定による基準財政収入額の算定から適用し、平成三十年度分までの地方交付税に係る附則第三十七条の規定による改正前的地方交付税法第十四条の規定による基準財政収入額の算定については、なお従前の例による。

第四十七条の五 第四十七条の三の規定による改正後の地方  
特例並付金等の地方財政の特別措置に関する法律第八条第一項

特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律第八条第一項の規定は、平成三十二年度分の地方交付税に係る附則二項の規定は、

第三十七条の二の規定による改正後の地方交付税法第十四条の規定による基準財政収入額の算定から適用し、平成三

十一年度分までの地方交付税に係る附則第三十七条の二の規定による。

規定による改正前の地方交付税法第十四条の規定による其準財政収入額の算定については、なお従前の例による。